

至誠館大学私費外国人留学生入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則（以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、第1年次に入学する外国人留学生（以下「留学生」という。）に係る選考その他入学に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 留学生として入学を志願できる者は、日本国籍を有しない者で、学則第11条第3号、第4号及び第8号の一に該当する者とする。

(出願手続)

第3条 前条の規定により留学生として本学に入学を志願する者は、次の各号に定める書類に、入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 最終出身学校の卒業（又は卒業見込み）証明書、成績証明書

(3) 身分証明書（国外居住者は国籍を有する国の政府機関発行の身分証明書。国内居住者は在留カードの写し）

(5) その他学長が必要と認めるもの

(入学者の選考)

第4条 入学を志願する者に対する選考は、一般入学選抜又は推薦入学選抜の方法により行い、教授会が審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べた後、学長が合格者を決定する

2 選考の方法は、筆記及び口述による試験とし、試験の科目、方法は別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、日本国内に住所又は居所を有しない志願者については書類による選考を行うことができる。

4 前項に定める書類選考を希望する志願者は、前条に定める各書類の他に次の書類を併せて提出しなければならない。

(1) 推薦書（日本語又は英語で推薦人自署のもの）

(2) 学部において指定するもの

(入学手続)

第5条 前条の規定により合格を決定された者は、学長の定める入学に関する手続を指定の期日までに完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

3 前第3条及び第4条に定める入学志願者の提出する書類に虚偽の記述があった場合には、学長は前項の入学許可を取り消すことができる。

(入学の時期)

第6条 留学生の入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(編入学)

第7条 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、編入学を希望する者については、教授会での議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の規定により入学した者の既修得単位の認定及び修学年限等は、学部において定める。

(委任)

第8条 留学生に関しては、この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が定める

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成26年	6月	1日	(第3回改正)
	平成27年	4月	1日	(第4回改正)
	平成31年	4月	1日	(第5回改正)